

次順位買受申込について

◆次順位買受申込とは

入札形式のインターネット公売において、落札者（最高価申込者）が買受代金を納付しなかった場合などに、次順位買受申込者に売却決定をします。次順位買受申込者となることを希望する場合は、入札時に次順位買受申し込みを行ってください。

大和町は、以下の条件を全て満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

1. 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。
2. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
3. 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

※上記条件を全て満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により決定します。

4. 申し込みの際の注意事項

※次順位買受申し込みの取り消しはできません。

※売却決定を受けた次順位買受申込者が買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。

※次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。

◆次順位買受申込者への売却決定など

1. 大和町は、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。
2. 次順位買受申込者への売却決定は、通常、最高価申込者の買受代金納付期限日（開札の7日後）に行います。
3. 次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の7日後です。
4. 買受代金の納付や必要書類の提出などの詳細は、「落札後の手続き（不動産）」をご覧ください。